

攻めの農林水産業実行本部の設置について

1. 趣旨

農林水産業・農山漁村の潜在力を最大限に引き出し、農林水産業・農山漁村の所得を向上させ、地域のにぎわいを取り戻していくため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げた施策について、現場の実態を重視しながら着実に実行していくことが重要である。

このため、省内に大臣を本部長とする「攻めの農林水産業実行本部」を設置し、

- ① 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の現場における推進に必要な課題を把握し、その解決策を検討するとともに、
- ② 農林水産業・農山漁村の所得を向上させ、地域のにぎわいを取り戻していくための更なる方策について検討していく。

2. 本部の構成

本部の構成は以下のとおりとする。

本部長	西川 大臣
副本部長	あべ 副大臣 小泉 副大臣
本部長補佐	中川 大臣政務官 佐藤 大臣政務官
本部事務局長	事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 総括審議官 総括審議官（国際） 技術総括審議官 全局庁等の長

3. その他

- (1) 本部の庶務は、大臣官房政策課で行う。
- (2) 開催日時、開催場所、出席者、議題、発言者及び発言内容を記載した議事の記録を作成するものとする。
- (3) その他本部の運営に必要な事項は本部において定める。